

保育所用地として貸し付ける市有地の貸付料の額を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所の整備を促進するため、次条に定める者に対して市有地（普通財産）を保育所用地として貸し付ける場合の貸付料の額を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象となる者は、社会福祉法人及び学校法人とする。

(貸付料)

第3条 前条に規定する者に対して市有地を保育所用地として貸し付ける場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項又は私立学校振興助成法（昭和57年法律第61号）第10条の趣旨及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年千葉市条例第11号）第4条第1項が定める公共的団体において公益事業の用に供するときに該当するため、これらの規定に基づき、時価よりも低い価額で貸し付けることができるものとする。

2 前項に基づき時価よりも低い価額で貸し付ける場合の貸付料は、千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）第24条第1項第1号に定める貸付料の4分の3を減額することとして、次に定めるところにより算出して得た額とする。この場合において、「時価」とは、賃貸借契約の締結日の属する年度の前年度の固定資産税評価額とする。

$$\text{貸付料（年額）} = \text{時価} \times \frac{4}{100} \times \frac{1}{4}$$

(貸付料の改定)

第4条 貸付期間において、市又は貸付を受けた社会福祉法人若しくは学校法人は、地価の騰落その他客観的な事情を勘案して現行の賃料が不相当と認められる場合は、お互いの請求及び協議により、貸付料を、改定しようとする年度の前年度の固定資産税評価額に対して前条第2項に定めるところにより算出して得た額に改定することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に無償で市有地を保育所用地として貸し付けている社会福祉法人に対する貸付料については、当分の間、これを無償とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に無償で市有地を保育所用地として貸し付けている社会福祉法人に対する貸付料については、当分の間、これを無償とする。